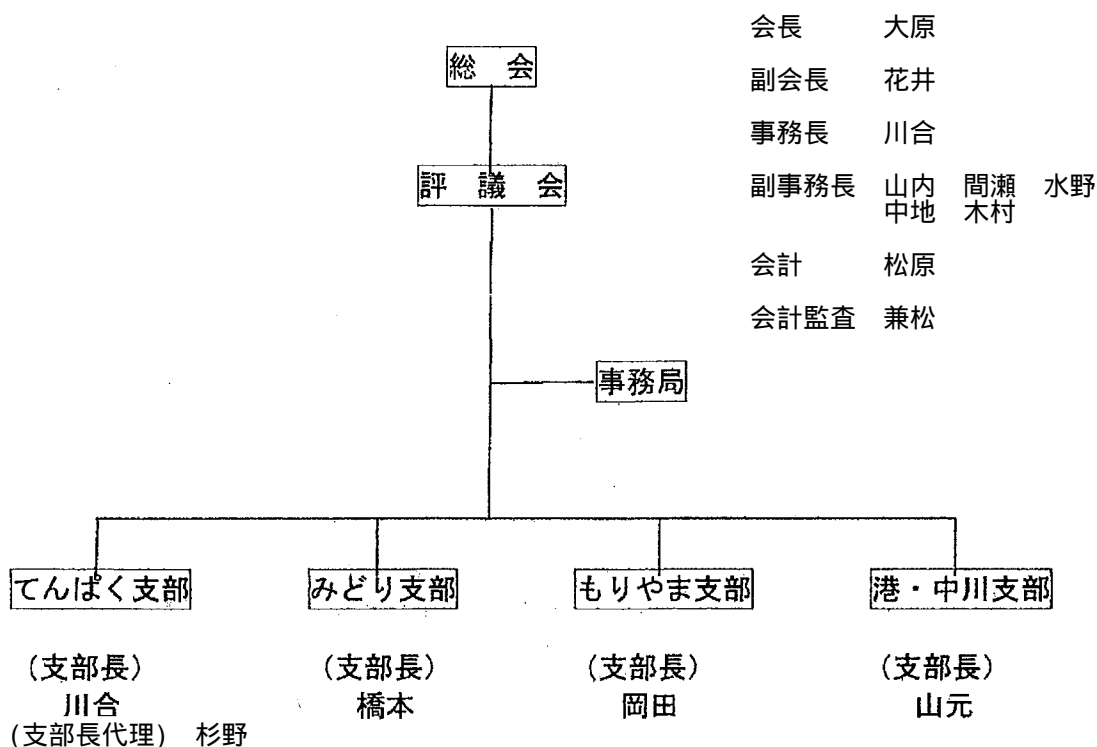


# なごやか農楽会組織図

平成29年度



(細則)

本則第8条に従い、各支部長は、活動助成金の支給を受け、支部の運営を行うが、以下の事項に配慮して施策を決め、支部の運営をする。

1. なごやか農楽会の目的を実現するための活動をする。
2. あくまでも援農活動が主であり、援農活動を活発にするため施策を行う。例えば、現在の各支部での援農状況を把握し、休眠状態の会員などへの働きかけあるいは参加しやすい環境づくりなどをする。必要に応じて行事担当、教育担当、渉外担当などをおいてもよいが、イベント等をやることが目的にならないようにし、一人でも多くの会員が援農に参加できる仕組み等を用意する。
3. なごやか農楽会から配分される予算で運営するが、連絡員等への通信費補助には、細心の配慮をする。事情が異なるとはいえ、支部間での補助の差が多いと問題となる。また、会員は無償で活動していることを考慮し、予算が余ったからといって補助などの追加配分などはできるだけしないで農楽会へ返上する。したがって、年度の初めまでに各支部の予算案を作成して、役員会に提出し承認を受けるようにする。支部に連絡員、事務員等を置くことになろうが、必要最小限の人数で業務をおこなうようにする。

4. なごやか農楽会のPR・広報などのためあるいは会員同士の親睦などのために、市の主催する収穫祭、農業祭などのイベント・講演会などにはできるだけ農楽会全体（全会員）で参加するようにする。各支部長は、イベントの長である副会長に協力して、会員に参加するように働きかけをおこなう。
5. 自主畑には、全会員からの希望者・有志が参加するが、有志とはいえ、周りの畑等に迷惑のかからないように手入れし、管理するように働きかける。
6. 役員会等へ支部長と一緒にあるいは代理などとして参加したり、各種イベントなどに参加してもらったり、支部長業務の一部委託したりして、支部長あるいは農楽会の役員への登用人材の育成を進める。
7. 援農活動の主体は各支部なので、問題が発生した場合は、原則的には支部で解決する。農楽会全体の問題と思われる場合は、その都度評議会等にあけて検討・審議等を行うこととする。

（2006年4月1日一部改正、2007年4月1日一部改正、2008年4月1日一部改正、2010年4月1日一部改正、2012年4月1日一部改正、2015年4月26日一部改正）